

令和7年度

旭ヶ丘高区配水池築造更新工事

特記仕様書  
(全体)

猪名川町まちづくり部上下水道課

－ 目 次 －

第 1 章 総 則

第 1 節	一般事項	P. 2～P. 6
第 2 節	仮設工事	P. 7

第 2 章 配管工事

第 1 節	配水管布設工事	P. 8～P. 11
-------	---------	------------

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 一 般 事 項

### 1.1.1 適用範囲

本特記仕様書の適用範囲は、下記の工事に適用するものであり、法令その他、特別に定めるものの他はすべて本仕様に準拠し、猪名川町まちづくり部上下水道課監督員「以下、本町監督員」の指示により工事の施工に当たらなければならない。

又、本仕様書に特に定めていない事項については、すべて本町監督員の指示に従うこと。

### 1.1.2 工事名称

旭ヶ丘高区配水池築造更新工事

### 1.1.3 工事場所

川辺郡猪名川町 仁頂寺中筋 地内

### 1.1.4 施工期間

令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り

### 1.1.5 工事概要

本工事は、北部施設統廃合事業に基づき更新する旭ヶ丘高区配水池に関する工事であり、北部施設全体の水量を配水する基幹施設として将来にわたり重要な施設である。

この事業により、北部施設の統廃合を行い、施設の更新に伴い配水池の耐震化を図るとともに、緊急遮断弁設備を設けることで、災害発生時等の有事の際には、水道水の確保が可能となる。

すなわち、北部施設全体へ安定した水道水の供給が可能となり、強靱で安全な水道施設の実現を目指すものである。

### 1.1.6 工事区分

工事区分は大別して下記の通りである。

- ・地盤改良工（深層混合工法）
- ・配水池築造工（PC 構造 500m<sup>3</sup>、2 池構造、同心円型）
- ・場内配管（送水管、配水管、排泥管、越流管ほか）
- ・場内整備（擁壁工、法面工、排水工、防護柵工、門扉工、コンクリート舗装工ほか）
- ・流量計室築造工

- ・緊急遮断弁室築造工
- ・仮設工

#### 1.1.7 法令、条例等の適用、諸官庁への手続き

この工事に関係ある法令、条例等はよくこれを遵守し、関係諸官 庁、電力会社に対する必要な届出、手続き等は請負人がこれを代行する。

又、諸官庁と常に密接な連絡を保ち、使用開始に支障のない様にする  
こと。

ただし、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。

#### 1.1.8 準拠規格

本工事は、下記の最新版標準規格等に準拠するものとする。

ただし、特に指定ある場合はこの限りではない。

- (1) 水道施設設計指針 ( J W W A )
- (2) 水道維持管理指針 ( J W W A )
- (3) 水道工事共通仕様書 ( J W W A )
- (4) 日本水道協会規格
- (5) 日本工業規格 ( J I S )
- (6) 令和 6 年 8 月版、土木請負工事必携 (土木工事共通仕様書)
- (7) 令和 2 年 4 月版 (改定版)、猪名川町まちづくり部 建設工事受注者事務手続要領

#### 1.1.9 実施工程表及び施工計画書

着工に先立ち実施工程表及び施工計画書を作成し、本町監督員の承諾を受けなければならない。その際、他工事との調整等を考慮すること。

尚、実施工程及び施工計画に変更の必要が生じた場合は速やかに本町監督員に申請し承諾を受けること。

#### 1.1.10 届 出

この工事契約後 1 週間以内に請負人は工事責任者及び工事現場代理人を定めて本町監督員に届けなければならない。

#### 1.1.11 変更および軽微な変更

- (1) 本工事の施工上必要とあれば、実施工事図を提出して本町監督員の承諾を得て変更することができる。

但し、これは仕様書および設計図の範囲内とする。

- (2) 工事施工中に構造物、地下埋設物の関係でおこる配管路の軽微な変

更は、請負金額に増減なく施工すること。

#### 1.1.12 材料の検査

本工事で使用する材料等の検査を要求したときは、請負人は遅滞なくこれに応じなければならない。

#### 1.1.13 施 工

(1) 本工事は、本仕様書及び設計図書に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。

尚、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、法規上又は施工上又は目的とする機能のために当然必要なものは請負人の責任において施工するものとする。

(2) 請負人は本仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、本町監督員と協議し本町監督員の指示に従わなければならない。

(3) 工事施工の際は、建物その他を棄損しないように注意し、棄損した場合は本町監督員の指示に従い速やかに復旧しなければならない。

(4) 本工事の施工にあたり、他の工事と協働、重複する箇所がある場合は本町監督員の指示に従い、各工事の請負者にて十分に協議を行い、工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

#### 1.1.14 工事日報

請負人は、工事内容とその他必要事項を記載した工事日報を提出しなければならない。

#### 1.1.15 安全衛生管理

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生に関する諸法例を遵守し、就業者に対し常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の対策を講じ安全責任者を定めて管理しなければならない。

#### 1.1.16 通水試験及び受け渡し

本工事の完成にあたっては、関係官公署及びガス会社等の検査を終了し、合格した後に本町監督員の指示の基、通水試験を行う。

通水試験には機器及びその他の試験成績書を提出するものとする。

(2) 本工事の通水試験時には、清掃及び通水に必要な人員等を配置すること。

(3) 通水試験において指摘された事項については、速やかに改善し、再度検査を受けるものとする。

(4) 本工事の受渡し期日は立会試験及び通水試験に合格した後とする。

#### 1.1.17 材料保管

本工事竣工までの機器、材料の保管責任は受注者とする。

#### 1.1.18 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後2箇年とする。

尚、万一保証期間中に、請負者の責任に帰すべき原因による故障が発生した場合は、請負者は当町の指定すべき期間内に無償で取替、又は、修理しなければならない。

#### 1.1.19 完成図書

請負人は工事完了後、下記の図書を整備し製本し提出すること。

(1) 完了図書	2部
(2) 工事写真(データ含む)	1部
(3) 施工に伴う試験成績表、 測定結果表	2部
(4) 官公署ほか提出書類控	1式
(5) その他本町の指定するもの	1式

#### 1.1.20 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物にあつてはリサイクル法により下記の処分地への指定処分とする。

- ・残土処分 → 猪名川町木津字奥山 35 番  
(有) 聖建設
- ・Co 殻処分 → 川西市下加茂 2-78  
(株) アールシー川西

(2) 建設副産物の処理については、「再生資源利用促進法」、「廃棄物処理法」等関係法令を厳守すること。

(3) 「兵庫県における建設リサイクル行動計画」の推進を図るため、「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」に基づく「再生資源利用〔促進〕(計画・実施書)」を作成し提出すること。

- ・工事着手時：「再生資源利用〔促進〕計画書」
- ・工事完成時：「再生資源利用〔促進〕実施書」

(4) 産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付けに伴い、産業廃棄物の収集又は運搬を行う運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬車である旨その他の事項を見やすいよう

に表示すること。また、運搬車には許可証の写しなど環境省令で定める書面を備え付けておくこと。残土、コンクリート廃材、アスコン廃材、木材等の建設副産物の処理については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）「建設副産物適正処理推進要綱」（平成10年12月建設事務次官通達）を遵守して、適正な処理、処分及び再生資源としての活用を図る。

産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付けに伴い、産業廃棄物の収集又は運搬を行う運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集又は運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示すること。また、運搬車には許可証の写しなど環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

#### 1.1.21 水道台帳システムの更新

本工事の竣工にあわせ、本町監督員の指示により、別途指定の様式にて竣工データを提出すること。

## 第2節 仮設工事

### 1.2.1 仮設物

- (1) 工作小屋、材料置場、の必要な仮設物を設ける場合は、設置位置その他について、本町監督員の承諾を受け設置すること。
- (2) 火を使用する場所、引火性材料の貯蔵場所等はなるべく建築物、及びおよび仮設物から隔離した場所を選定し、関係法規の定めるところに従い、防火構造または不燃材料等でおおい、消火器を設けること。
- (3) 現場事務所は本町監督員の承諾を受け設置すること。

### 1.2.2 工事用の水および電力

本工事に必要な工事用電力、水などの費用は請負人の負担とする。

## 第2章 配管工事

### 第1節 配水管布設工事

#### 2.1.1 主要材質及び口径

- (1) ダクタイトル鋳鉄管φ200、φ100、φ75  
(DIP-GX形 ダクタイトル管 1種管)

#### 2.1.2 直管類 (ダクタイトル管)

内面エポキシ樹脂粉体塗装

#### 2.1.3 異形管類 (ダクタイトル管)

内面エポキシ樹脂粉体塗装

#### 2.1.4 弁類

##### (1) 仕切弁

- イ) 形式 : 内ネジ式手動仕切弁
- ロ) 口径 : φ200、φ100、φ75
- ハ) 材質 : FCD (内外面エポキシ塗装)
- ニ) フランジ規格 : 上水

#### 2.1.5 付属類

- (1) フランジ (ガスケット・ホルトナット)
- (2) 仕切弁室
- (3) 空気弁室
- (4) 管表示テープ
- (5) 埋設明示シート
- (6) ポリエチレンスリーブ
- (7) 切管用端面防食材 (タッチコア・固定リング)

付属品については、本町監督員の承諾を受けること。

## 2.1.6 据付・配管工事

### (1) 一般事項

- イ) 管布設に際しては、あらかじめ設計図又は施工標準図に基づき、平面位置、土被り、構造物等を正確に把握しておく。また、施工順序、施工方法、使用機器等について、本町監督員と十分打合せを行った後、工事に着手する。
  - ロ) 工事の施工に先立って、既設管位置の試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認する。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて、監督員に報告する。
  - ハ) 試掘は原則として人力掘削とし、掘削中は地下埋設物に十分注意し、損傷を与えないようにする。
- ニ) 配管記録及び写真については、20 m毎に1箇所記録する。

### (2) 土工事

- イ) 掘削は、開削期間を極力短縮するため、その方法、位置を十分検討して行う。
  - ロ) 切取り箇所の湧水又は法面崩壊のおそれのある場合は、速やかに処理する。
  - ハ) 掘削寸法が明示されていない場合は、次の作業が完全にできる寸法を定め、本町監督員と協議する。
- ニ) 掘削中の湧水、雨水等については、滞留しないよう十分な設備を設ける。
- ホ) 埋戻し及び盛土は、指定する材料を使用し、ごみ、その他の有害物を含まないものとする。
  - ヘ) 埋戻し及び盛土は、一層30cmごとに敷ならし、十分締固め、必要に応じて適当な余盛をする。
  - ト) 機械掘削を行う場合は、施工区域全般にわたり地上及び地下の施設に十分注意する。
  - チ) 埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。
  - リ) 残土の運搬に当たっては、車両の大きさに応じ道路の構造、幅員等安全適切な運搬経路を選定する。

- ヌ) 運搬の際は、荷台にシートをかぶせる等残土をまき散らさないように注意する。
- ル) 残土の搬出に当たっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬路線は適時点検し、路面の清掃及び補修を行う。また、必要に応じて散水し、土砂等粉塵を飛散させないよう適切な措置を行う。
- ヲ) 残土、コンクリート廃材、アスコン廃材、木材等の建設副産物の処理については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)「建設副産物適正処理推進要綱」(平成10年12月建設事務次官通達)を遵守して、適正な処理、処分及び再生資源としての活用を図る。

### (3) 管の据付

- イ) 管の据付けに先立ち、十分管体検査を行い、亀裂その他の欠陥のないことを確認する。
- ロ) 管の吊り下ろしに当たって、土留用切り梁を一時取り外す必要がある場合は、必ず適切な補強を施し、安全を確認のうえ、施工する。
- ハ) 一日の布設作業完了後は、管内に土砂、汚水等が流入しないよう木蓋等で管端部をふさぐ。また、管内には綿布、工具類等を置き忘れないよう注意する。

### (4) 水圧試験

- イ) 配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として管内に充水し、管路の水圧試験を行う。なお、水圧試験の方法については、監督員の指示による。
- ロ) 試験水圧は500KPa以上で5分間保持し、400KPaを下回らない。もし、これを下回った場合は、原則として接合をやり直し、再び水圧試験を行う。

### (5) 通水準備工

- イ) 充水に先立ち、原則として、全延長にわたり管内を十分清掃するとともに、継手部の異物の有無、塗装の状態等を調べ、最後に残存物がないことを確認する。

ロ) 充水に先立ち、バルブ、空気弁等の開閉操作を行い、異常の有無を確認し、特に空気弁のボールの密着度合を点検する。更に、全体の鉄蓋の開閉も確認し、ガタツキのないようにする。

(6) ダクタイル鋳鉄管の接合

イ) 接合方法、接合順序、使用材料等の詳細については、着手前に本町監督員に報告する。また配管する者は、日本水道協会及び日本ダクタイル鉄管協会が実施する講習を受けた者のみとし配管要領に基づき施工するものとする。

ロ) 配管する者は、前もって監督員に日本水道協会及び日本ダクタイル鉄管協会が実施する講習の受講終了書を提示する。

ハ) 継手接合に従事する配管技能者は、使用する管の材質、継手の性質、構造及び接合要領等を熟知するとともに豊富な経験を有する。

ニ) 接合に先立ち、継手の付属品及び必要な器具、工具を点検し確認する。

ホ) 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取除く。

ヘ) 管接合終了後、埋戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗装の損傷箇所には防錆塗料を塗布する。